

The background is a solid purple color with a pattern of stylized, overlapping leaves and thin branches in various shades of purple, pink, and brown. The leaves are elongated and pointed, with some showing internal vein patterns. The branches are thin and delicate, weaving through the foliage.

V 資料編

用語解説

用語		解説
ア行	IoT	Internet of Things の略。IoT は、一般的にモノのインターネットといわれている。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持たせたり、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測等を行うこと。
	ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術) のこと。
	医療収支比率	医療機関別の経営指標として収益状況をみるための比率。「医療収益」÷「医療費用」× 100 で算出され、100%を切る医療機関は、収益的収支が均衡しておらず赤字の状態となっていると考えられる。
	医療的ケア児	日常生活を送るために痰の吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする子どものこと。
	イングリッシュコーディネーター	英語指導の経験豊かなネイティブ・スピーカーで、教員や ALT に対して授業改善や指導力向上のための指導や助言を行い英語教育の充実を図ったり、幼稚園・保育所・認定こども園において外国の文化や習慣についての理解を深める体験活動の充実を図ったりする、学校教育課所属の英語・外国語指導員。
	AI	Artificial Intelligence の略。人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術のこと、または人間の知的営みを行うことができるコンピュータプログラムのこと。一般に「人工知能」と和訳される。
	ALT	Assistant Language Teacher の略。外国語を母国語とし、小中学校、高等学校で生徒の英語発音や国際理解の向上を手助けする外国語指導助手。
	エシカル消費	エシカルとは倫理的、道徳的という意味で、エシカル消費とは人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを自発的に選択して消費することをいう。
	SNS	Social Networking Service の略。インターネット上で人と人のコミュニティを形成するサイトで、趣味、出身、その他の共通のつながりにより、人間関係を構築する場を提供するサービス。
	SPD (院内物流システム)	Supply Processing and Distribution の略。医薬品・医療材料などの主に日常的に使用する物品の購買・供給・搬送などを一元的に管理するシステム。
	MRI	Magnetic Resonance Imaging の略称。核磁気共鳴現象を利用して生体内の内部の情報を画像として構成する技術、またはそれを行うための機器。
	エンディングノート	自身の死後や病気・老化により意思を伝えられなくなったときに備え、家族や周囲へ自身の希望や伝えるべきことを書き留めておくノート。
カ行	オープンスクール	入学を検討している生徒に校舎を開放し、学校への理解を深めてもらうためのイベント。
	カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、森林などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
	家族防災会議	本市では、平成 21 (2009) 年台風 9 号災害のあった 8 月 9 日と阪神淡路大震災のあった 1 月 17 日を「家族防災の日」とし、毎年この日の夕食後に、家族で災害への備えについて話し合うこと。
	学校園所パートナーシップ事業	幼稚園、保育所、認定こども園から小学校・中学校への円滑な接続をめざすことを目的とし、各中学校区で取り組んでいる市独自の学校園所連携事業。
	家庭児童相談室	専門の相談員が児童の養育、児童虐待など、家庭内の様々な問題についての相談を受け、支援を行う機関。

	用語	解説
力行	簡易土留工	斜面や崖などの土砂が崩れるのを防止するための構造物を設置すること。
	関係者評価	幼稚園、保育所、認定こども園の関係者（保護者や地域住民など）により構成する評価委員会が、園所の運営状況について、自己評価をもとに、保護者アンケート結果等を参考に検証、評価し、改善に意見を述べること。
	関係人口	移住してきた「定住人口」でも、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。
	観光プラットフォーム	観光振興の取組を持続的に行うため、市民・事業者・行政など多様な主体が連携し、理念や目標を共有して利害を調整しながら、円滑に協力体制を築くための基盤のこと。
	患者逆紹介率	病院から他の医療機関に紹介した患者の割合。
	患者紹介率	受診した患者のうち、他の医療機関から紹介されて来院した患者の割合。
	基幹相談支援センター	障がいのある人やその家族などの総合相談や権利擁護、虐待防止などについて地域の中核的な役割を担う機関。
	キャリア教育	社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、一人ひとりの発達を促す教育。
	キャリアノート	児童生徒が、学んだことや自分の成長を記録し、自分を見つめることで、将来の夢や目標を見つけて、それをかなえるための計画を立て、それに向かって進んでいく力を育成することを補助するツール。
	救急救命士	急病やけが人が発生した場所から医療機関に搬送するまでの間、疾病者に対する救急救命処置を施すことを目的とした国家資格。
	緊急防災林整備	流木・土石流災害が発生する恐れのある森林整備を実施することで、スギ、ヒノキなどの人工林の森林防災機能を強化すること。
	繰出金	一般会計と特別会計、または特別会計間で支出される経費。
	グリーンツーリズム	都市の人々が安らぎを求めて農山村などの田舎を訪れ、自然や文化に触れながら、農林業の体験や地元の人々と交流する滞在型余暇活動のこと。
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のこと。
	経済循環林業システム	地域内の川上から川下の林業事業者が連携し、地域材を活用した木材製品の付加価値をつけて、需要拡大を図ることで経済循環を高める仕組み。
	健康寿命	日常的、継続的に医療や介護に依存せず、自立した生活ができる生存期間。
	5 R	Refuse：ごみになるものを断る、Reduce：ごみを発生させない、Reuse：ものを繰り返し使う、Repair：ものを修理して使う、Recycle：資源として再生利用することの頭文字をとったもので、ごみ減量など環境に配慮する取組のこと。
	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率（母の年齢別年間出生数÷年齢別女性人口）を合計したもの。1人の女性が一生の間に出産する平均の子どもの数とみなされる。
	公債費	過去の地方債の返済にかかる元利償還金と一時借入金の利子。
	合理的配慮	障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障がいとなることやもの、状況など）を取り除くための対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲でバリアの除去を行うこと。
	国際交流協会	地域に暮らす在日外国人と日本人の交流を促進する取組を行う組織。

	用語	解説
カ行	国民保護計画	武力攻撃事態等から、市民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処など、市民の生命や身体、財産を保護するための計画。
	子育てアプリ	子育て世代に対し、市の子育てに関する情報をタイムリーに、ダイレクトに届けるためのアプリ。イベントや子育て支援に関する情報入手、予防接種の予定や記録の管理ができる。
	子育て支援センター	子育てに関する情報提供・相談・指導、子育ての学習・交流事業の実施、子育てグループの育成・支援など、地域の子育て支援を行う機関。
	子育て世代包括支援センター	保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する相談に対応し、必要に応じて支援プラン策定や保健医療・福祉の関係機関との連絡調整など、妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に行う機関。
	子ども家庭総合支援センター	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉に関する必要な支援等を行い、特に要支援児童及び要保護児童などへの支援を行う機関。
	子ども見守り 110 番の家	子どもたちが学校園の登下校や公園などで声掛けや痴漢、変質者等から事件に巻き込まれそうになったときに子どもたちを安全に保護し学校や警察等への通報に協力いただいている商店・民家・事業所などのこと。
	コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら「地域と共にある学校づくり」を進める仕組み。
	コワーキングスペース	パソコンやインターネットを利用し、場所の縛りがなく働く人たちが、利用者同士の交流を図りながら仕事をする共同利用型の場所。
サ行	災害時要配慮者名簿	東日本大震災の教訓を踏まえて各自治体に作成が義務づけられた高齢者や障がいのある人など災害時に特に配慮が必要な人の名簿。
	財政調整基金	地方自治体が年度間の財源の変動に備えて積み立てる基金。財源に余裕がある年度に積み立て、災害などやむを得ない理由で財源不足が生じた年度に活用する。
	サテライトオフィス	企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。
	砂防施設	土砂災害等を防ぐために設置される砂防えん堤や護岸のこと。
	しーたん通信	穴栗市からの行政情報や地域内のイベント情報、防災防犯情報などを各家庭に設置されている音声告知端末から放送される通信システムのこと。
	CT	コンピュータ断層撮影。Computed Tomography の略。放射線などを利用して物体を走査しコンピュータ処理することで、物体の内部構造を画像として構成する技術、またはそれを行うための機器。
	ジェネリック医薬品	後発医薬品。有効性や安全性が認められた新薬と同じであることが実証されている薬のこと、新薬と比較して低価格。
	ジェンダーギャップ	人間は生まれつきの身体的特徴に基づく生物学的性別（セックス／sex）により区別される一方で、社会通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の区別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といい、この性別により生じる格差のこと。
	資源循環型社会	環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、有効に使うことで廃棄されるものを最小限に抑える社会。
	しろう学校生き活きプロジェクト	学校がそれぞれの課題や運営ビジョンをもとに、自主的・主体的に取り組む特色ある教育活動を支援し、子どもたちに「生きる力」を育むとともに、「ふるさと穴栗を愛する」次代を担う市民の育成をめざす市独自事業。
	しろう学校サポートチーム	いじめや不登校等の問題行動に関する相談・支援体制の充実を図るため、様々な専門性を有する相談員等が連携して学校などへの多面的な支援を行う市独自事業。

	用語	解説
サ行	しそく学力向上グランドルール	学力向上検討委員会が、市内すべての学校における学力向上の取組の充実・発展をめざして提言している事例集の名称。
	穴栗 50 名山	平成 19 (2007) 年に発足した「穴栗 50 名山策定委員会」によって選定された市内選りすぐりの 50 の山々。
	実質公債費比率	総合的な公債費負担を表す指標で、元利償還金等が標準財政規模に占める割合。 ※標準財政規模…地方公共団体の一般財源の規模を示したもの(税収+譲与税等+普通交付税等)
	指定文化財	文化財保護法、文化財保護条例により指定された文化財。有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡名勝天然記念物、文化的景観、伝統的建物群のうち、特に重要で保存の必要のあるもの。
	シティプロモーション	まちの魅力を市内外にアピールし、人や企業に関心を持ってもらうことで、人や企業の誘致や定着化を図り、将来にわたるまちの活力を得ることにつなげていく取組のこと。
	市民大学	18 歳以上の市民が受講できる市内で開かれる講座や教室。
	市民提案制度	市民から市政に関する提案を受けつける制度。
	小水力発電	一定の水量と水位差があれば発電できる小規模な発電システムで、概ね出力 1,000kW 以下のもの。河川の流水だけでなく、上下水道や農業用水などに水車を設置することもできる。
	小中一貫教育	初等教育(一般の小学校で行われている教育)と前期中等教育(一般の中学校で行われている教育)の教育内容を調整し、一貫性を持たせた体系的な教育制度のこと。
	消費者市民社会	消費者一人ひとりが、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで与える影響を考えて商品・サービスを選ぶなど、公正で持続可能な社会の発展に貢献する消費行動を実践する社会。
	将来負担比率	公営企業、出資法人等を含めた将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合。 ※標準財政規模…地方公共団体の一般財源の規模を示したもの(税収+譲与税等+普通交付税等)
	食育	様々な経験を通じ「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。
	新学習指導要領	平成 29 (2017) 年改訂の学習指導要領で、幼稚園では平成 30 (2018) 年度、小学校では令和 2 (2020) 年度、中学校では令和 3 (2021) 年度から完全実施された。「主体的・対話的で深い学び」の導入やプログラミング教育の充実などが位置づけられている。
	森林環境譲与税	温室効果ガス排出削減や災害防止等を目的とした森林整備等を図るため、国内に住所を有する個人から徴収し、間伐などを実施する市町村や支援する都道府県に配分する税のこと。
	森林経営計画	森林所有者または森林の経営の委託を受けた者が、自ら森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する 5 年を 1 期とする計画。
	森林セラピー	森林がもたらす健康増進・リラックス・癒しの効果が科学的に検証された森林浴のこと。
	スクールカウンセラー	学校に配置され、児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。

	用語	解説
サ 行	スクールサポートスタッフ	教員の負担軽減を図るため、学習プリント等の資料作成や授業準備などの業務を教員に代わって行ったり、新型コロナウイルス感染症対策のために新たに発生した消毒作業などの業務を行ったりする、教員をサポートするスタッフ。
	スクールソーシャルワーカー	いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。
	スケアード・ストレート	交通事故現場の再現など学習者に恐怖を実感させることで、危険行為を未然に防ぐための教育方法。
	スポーツ立市	市民が日常的にスポーツに親しみ、活動的で健康的な生活を営むことができるまちの実現、地域外からスポーツを目的とした観光客を呼び込む「スポーツツーリズム」により経済効果を生み出すなど、スポーツをまちづくりの柱としていくこと。
	生活圏の拠点	町域を1つの「生活圏」と捉え、その中に小売店舗や金融機関、医療機関、公共施設など日常生活に必要な様々な機能を備えた拠点。
	全国瞬時警報システム(J-ALERT)	弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、緊急速報メールや市町村防災行政無線などにより、国から住民まで瞬時に伝達するシステム。
	総合防災訓練	中央防災会議で決定された総合防災訓練大綱に基づく訓練。国や地方自治体、住民などの主体が連携した訓練を実施し、実践的かつ効果的な訓練とすることが求められている。
	ソーシャルメディア	SNSやツイッターなどに代表される、誰もが参加でき、双方向でコミュニケーションを取ることで、人と人をつなぐ媒体のこと。
タ 行	第三者評価	自己評価、関係者評価結果などをもとに運営全般について公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行うこと。
	タウンミーティング	行政などが実施する主に地域住民の生活に関わる事項を話題とする対話型集会のこと。
	たたら製鉄	古代から近世にかけて発展した伝統的製鉄法で、西洋式の製鉄法が伝わるまで、全国各地で行われた。名称の由来は炉に空気を送り込むのに使われる鞆(ふいご)が「たたら」と呼ばれていたことによる。
	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
	男女共同参画社会	すべての人が性別、性的指向、性自認等に関わらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる場における活動に参画する機会が確保され、もって均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
	地域おこし協力隊	人口減少や高齢化などの進捗が著しい地方で地域外の人材を受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。
	地域共生社会	制度や分野ごとの縦割りや支え手・担い手という役割を超え、地域住民や地域の様々な主体が『我が事』として地域に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民の暮らしや生きがい、地域を共に創っていく社会。
	地域経済循環調査	地域内の資金の流れを把握するとともに、産業の実態、地域外との関係性などを可視化する分析を行うための調査。
	地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する仕組み。

用語		解説
タ行	地域包括ケア病棟	急性期治療を受けた後に病状が安定した患者に対し、在宅や介護施設への復帰支援に向けた医療や支援を行う病棟。
	地域連携クリティカルパス	病気を発症した急性期から集中的なリハビリなどをする回復期、病状が安定した維持期まで、患者に切れ目のない連携医療を地域内で提供するシステム。
	地区コミュニティ支援員	市民と行政が協働で地域の自主的な活動を支援するためのコーディネート役のこと。
	治山	森林の維持造成を通じ、山地災害から市民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成などを図ること。
	地産地消	地域で生産された農林産物などを、その地域内で消費すること。
	治水	河川の氾濫などの災害を防ぎ、水を統制すること。また、用水の確保などの目的に応じて、川の水を利用しやすくする面もある。
	地方交付税	地方自治体間の財源不均衡を是正し、すべての自治体が妥当な水準の行政を行うに必要な財源を保障するもの。
	地方債	地方自治体が資金調達のために負担する債務で会計年度を越えて返済が行われるもの。
	DV	Domestic Violence の略。配偶者や恋人など、親しい人間関係にある、又はあった者からの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的なものだけでなく、精神的・性的なものなど、様々な形がある。
	定住自立圏構想	たつの市を中心市とした穴栗市、上郡町、佐用町による協定で、産業、自然環境、歴史、文化など地域の魅力を活用し、相互に役割分担、連携・協力することで圏域全体で必要な生活機能確保し、地方圏において人口定住を促進する構想。
	定住促進コーディネーター	穴栗市に移住を検討している人を対象に、移住・定住に関する相談に応えたり、地域とのつなぎ役を担う専門職。
	デジタルトランスフォーメーション (DX)	ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
	デジタル録音図書	デジタル録音された音声による本。
	出前講座	市民の学習意欲に応え、市職員が市の取組などについて、地域に出向いて説明する事業。
	電子図書館	インターネット経由で電子書籍を貸し出したり、電子化された資料を見られる図書館のこと。
	特定空き家	空き家対策特別措置法で、周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家のこと。放置すると著しく保安上危険または衛生上有害となるおそれのある状態、適切に管理されていないため景観を損なっている状態にあると認められる空き家をいう。
	特定公共賃貸住宅	中堅所得者世帯に対して優良な賃貸住宅を供給するため、地方自治体が直接建設し、賃貸する住宅。
	都市計画道路	都市の基盤施設として、都市計画法に基づく都市計画決定による道路。
ナ行	二地域居住	都市部と地方の2つの生活拠点をもち、定期的に地方でのんびり過ごしたり、仕事をしたりするライフスタイル。
	認知症カフェ	認知症の人やその家族、地域の人等、認知症を支えるすべての人々が気軽に集まり、なごやかな雰囲気のもとで交流を楽しんだり、相談ができる場所。

	用語	解説
ナ行	認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講して認知症を正しく理解したうえで、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。
	認知症初期集中支援チーム	認知症が疑われる人、認知症の人やその家族を早期に支援することを目的として、認知症サポート医、保健師、作業療法士、社会福祉士、認知症地域支援推進員などで構成された多職種のチーム。
	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、自主的に農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業者。地域農業の担い手として、農地利用・資金・税制面などの支援を受けることができる。
	ネットパトロール	児童生徒のインターネット上での行動を見回り、問題投稿に対して注意喚起を行うこと。
ハ行	BOD	Biochemical oxygen demand の略。水の汚染を表す指標。生物化学的酸素要求量。数値が低いほど水質が良いとされる。
	ビッグデータ	従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。
	人・農地プラン	農業者がそれぞれの集落・地域で話し合い、農業の将来のあり方の明確化や、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するためのプラン。
	避難行動要支援者	高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災対策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、迅速な避難のために特に支援を要する人のこと。
	ひょうご（しろう）防災ネット	兵庫県及び兵庫県内の市町から「避難に関する情報」などの緊急情報や、地震、津波、気象警報などの防災に関する様々な情報を提供するサービス。
	病床利用率	病院のベッドの利用状況を示す指標。入院患者数÷病床数×100で算出される。
	ファミリーサポートセンター	市町村が設置運営し、子どもの預かり等の「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」が会員となって、子育てに関する地域相互援助活動を支える制度。
	部活動指導員	教師の負担軽減を図るため校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率などを行うスタッフ。
	扶助費	社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対して地方自治体が行う支援に要する経費。
	物件費	物品の購入に充てられる経費。
	普通救命講習	一般市民を対象に救命処置や応急手当を教授される講習。
	普通建設事業費	道路、下水道、学校など公共施設の改良、新設のための経費。
	普通交付税	国税5税の一定割合（所得税の33.1%、酒税の50%、法人税の33.1%、消費税の22.3%、地方法人税の100%）の額を基準財政需要額と基準財政収入額で算定し、国から地方公共団体に交付されるもの。 ※普通交付税＝基準財政需要額－基準財政収入額
	ブックスタート	乳幼児健診などで絵本を贈呈し、絵本を通して親子がふれあうきっかけをつくる活動。
	ふるさと納税	応援したい自治体に寄附することで、返礼品を受け取ることができるとともに、寄附金が所得税・住民税の控除の対象となる制度。
	フレイル	加齢により心身が老い衰えた状態。
	ペレットボイラー	オガ粉やかんな屑など製材副産物を圧縮成型した小粒の固形燃料である木質ペレットを燃料として使用できる温水ボイラー。

用語		解説
ハ行	訪問看護ステーション	看護師や保健師、助産師、理学療法士などが所属し、利用者の自宅を訪問し、利用者の状態に応じた看護を提供する事業所。
	母子・父子自立支援員	福祉事務所に置かれ、ひとり親世帯の父、母及び寡婦などに対して、相談指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う専門員。
	補助費等	市から他の地方公共団体（県、市町村、一部事務組合など）や民間に交付される経費。
マ行	メディアリテラシー	メディア（新聞、テレビ、インターネットなど）からの情報を主体的に選択し、内容を分析して活用したり、情報を発信したりできる能力のこと。
	木育	木の良さや文化、利用することの意義、森林が持つ役割や環境など、木や森林について、知る・学ぶ・体験するなど関わりを深めていく取組。
	木質バイオマス	バイオマスは木材、生ごみ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなど、化石燃料を除いた再生可能由来の有機エネルギーや資源のこと。
	モビリティマネジメント	渋滞や環境、個人の健康などに配慮し、過度に自動車に頼る状態から公共交通や自転車などを適度に使う方向へと転換することを促す取組。
ヤ行	有収率	配水量に対する、料金徴収の対象になった水量の比率のこと。比率が高いほど施設の稼働が収益につながっていると評価できる。
	U/I ターン	大都市圏の居住者の地方移住の形態の総称。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Lターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。
	用途地域	秩序ある土地利用を誘導するため、住居、商業、工業など、市街地の大枠として土地利用を定めるため、建物用途を制限するもの。
	幼保一元化	少子化の進行、育児サービスの多様化に伴って生じている幼稚園と保育所の抱える問題点を解決するため、幼稚園と保育所をひとつのものとして再編成する施策のこと。
ラ行	レスパイト入院	在宅療養患者が一時的に入院することで、家族介護者の休息の機会をつくり、介護負担を軽減する目的の入院。
	レファレンス業務	図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際、図書館員が情報や必要な資料を検索・提供・回答する業務。
	連携中枢都市圏構想	姫路市を中枢都市とした、社会的・経済的に結びつきの強い8市8町（姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町）により、市・町が対等協力の立場で団結し、①播磨圏域の経済の活性化、②圏域の魅力の向上、③住民に安心快適な圏域づくりに取り組み、播磨圏域の地方創生を進める構想。
	6次産業化	1次産業（農林漁業等）、2次産業（製造業等）、3次産業（小売、サービス業等）を組み合わせることで付加価値を高めること。 $1 + 2 + 3 = 6$ または $1 \times 2 \times 3 = 6$ という計算から6次産業と呼ばれる。
ワ行	ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活や地域生活などにおいても多様な生き方が選択・実現できること。
	わくわ〜くステーション	宍粟市役所内にある無料職業紹介や就労支援の機能を備えた総合的な仕事の相談窓口。

宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会委員名簿

役職	氏名	所属・役職等(委員在籍時)	備考
委員長	林 昌彦	兵庫県立大学大学院 社会科学研究科 教授	
副委員長	山田 寛	西兵庫信用金庫(専務理事)	
委員	大坪 津義	宍粟市連合自治会(副会長)	
委員	小林 由佳子	山崎中心市街地活性化委員会	
委員	秋山 裕美	一宮北部まちづくり委員会	
委員	谷口 朱美	波賀元気づくりネットワーク協議会	
委員	春名 文子	千種まちづくり推進委員会	
委員	東 里司	株式会社 山崎木材市場(専務)	
委員	宮辻 弘学	株式会社 宮辻造林(代表取締役)	
委員	田中 一成	つちのこクラブ(副会長)	
委員	西山 大作	公益財団法人 しそう森林王国観光協会 (常務理事)	
委員	坂本 幸子	宍粟市社会福祉協議会	
委員	本條 昇	宍粟市商工会(副会長)	
委員	小藤 智代美	兵庫県西播磨県民局(県民交流室長)	R1.10.24 ~ R2.3.31
委員	円増 万司	兵庫県西播磨県民局(県民交流室長)	R2.4.1 ~ R3.3.31
委員	久野 洋貴	兵庫県西播磨県民局(県民交流室長)	R3.4.1 ~
委員	岡本 一也	一宮電機 労働組合(執行委員長)	
委員	古根川 淳也	神戸新聞社姫路本社宍粟支局(支局長)	R1.10.24 ~ R3.2.28
委員	村上 晃宏	神戸新聞社姫路本社宍粟支局(支局長)	R3.3.1 ~
委員	西川 彩児	西川司法書士事務所	
委員	山國 和志	一般公募者	
委員	高橋 美佐子	一般公募者	

(敬称略:順不同)

宍企地第 300 号
令和元年 10 月 24 日

宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会委員長 様

宍粟市長 福元 晶三

第2次総合計画後期基本計画及び第2次地域創生総合戦略の策定について（諮問）

標記のことについて、宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会条例第2条の規定により、第2次総合計画後期基本計画及び第2次地域創生総合戦略案について貴委員会へ諮問します。

令和3年9月10日

宍粟市長 福元 晶三 様

宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会
委員長 林 昌彦

第2次宍粟市総合計画後期基本計画及び第2次宍粟市地域創生総合戦略の策定について（答申）

令和元年10月24日付け、宍企地第300号により本委員会に諮問された「第2次宍粟市総合計画後期基本計画及び第2次宍粟市地域創生総合戦略」の策定について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり成案を得たので、ここに答申する。

なお、貴職におかれては、下記の本委員会の意見を踏まえ計画策定に努められたい。

記

- 第2次宍粟市総合計画後期基本計画及び第2次宍粟市地域創生総合戦略案（以下「本案」という。）は、宍粟市のまちづくりを進めるうえで指針となるものである。宍粟市のまちづくりは、将来像として「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」を掲げてきたが、第2次宍粟市総合計画では人口減少対策を最重要課題としている。そして、そのための重点的取組は、「森林から創まる地域創生」を基本的な考え方とした宍粟市地域創生総合戦略として整理している。このように総合計画と総合戦略を一体的に策定し、これまでの取組を一層深化させることが本案の役割である。

- 2 本案が前期基本計画と異なるのは、人口減少を乗り越えて持続可能なまちづくりを行ううえで、世界共通の目標である SDGs (持続可能な開発目標) を取り入れたことである。SDGs は、社会、経済、環境を不可分一体のものと捉え、統合的な解決をめざすところに特徴があり、総合計画にふさわしい目標である。また、「誰一人取り残さない」という基本理念は、新型コロナウイルス感染症の影響により様々なひずみが顕著になった現在、特に重視すべき価値である。
- 3 SDGs が掲げる 17 の目標のうち、目標 15 が「陸の豊かさを守ろう」である。その一環として、持続可能な森林という目標を達成することは、宍粟市にとって特に重要である。本案では、新たな視点として「木育」を掲げている。木の良さや文化、利用することの意義、森林が持つ役割や環境のことなどを知り、学び、体験することの意義を市民が共有し、さらに発信していくことが、宍粟市の魅力を高めることにつながっている。
- 4 SDGs の目標 17 は、「パートナーシップで目標を達成しよう」である。これは、目標を達成する手段として、多様なステークホルダーが連携をとりながら進めていくことの重要性を示している。宍粟市は「市民の参画と協働によるまちづくり」をめざしてきたが、市民、事業者及び行政が共に取り組むことの必要性をあらためて強調したい。
- 5 現在、新型コロナウイルス感染症が、市民生活に多大な影響を与えている。感染症対策は、一時的で個別的な課題ではなく、他の課題と相互に関連しており、総合的な対策をとることが必要である。このように課題が長期化・複雑化する中で、市民生活を守る行政の役割は一層重要となっている。しかし、財政見通しは、今後、一層厳しくなるものと予想される。本案では「健全な行財政運営の推進」を掲げているが、これは、歳入と歳出の差である財政収支を悪化させないことだけでなく、必要に応じて、既成概念にとらわれることなく、柔軟な発想で課題に取り組むことを期待するものである。喫緊の課題に取り組む一方で、将来を担う人材を育てることに意を注ぐ必要がある。
- 6 人口ビジョンについては、この機会に見直しを図り、本案では中期目標 (2040 年) を 25,200 人、長期目標 (2060 年) を 21,000 人としている。これは正解のない問題であり、本委員会でも様々な意見が出されたが、最終的に下方修正するという判断を下した。これは、現状の厳しさに鑑み、楽観的な見通しを持つべきではないという理由が大きい。しかし、重要なことは、このような数字に一喜一憂することなく、まちづくりを着実に進めることではないだろうか。なぜなら、市民が安心して住み続けることができないような地域は、誰が見ても魅力はなく、そのようなところに移住しようとする者は現れないと思われるからである。人口が減少する中であっても、豊かな地域社会を創り出すという原点を忘れずに取組を強化されることを望む。
- 7 最後に、本案の趣旨が市民、事業者及び市職員の一人ひとりに届くよう、積極的に周知されたい。

穴粟市総合計画及び地域創生戦略委員会条例

(設置)

第1条 穴粟市総合計画及びまち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項の規定に基づく穴粟市地域創生総合戦略(以下「総合計画及び戦略」という。)の策定に関し総合的かつ専門的な審議及び計画的な推進を目的として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、穴粟市総合計画及び地域創生戦略委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 総合計画及び戦略の策定及び変更に関し意見を述べること。
- (2) 総合計画及び戦略の実施状況に関し意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画及び戦略の総合的かつ計画的な推進に関し意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市の区域内の公共的団体等の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていない場合は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、総委員の過半数で会議の公開が不適当であると決したときは、公開しないことができる。

(小委員会)

第7条 委員会にその所掌事務を分掌させるために、小委員会を置くことができる。

(関係者の出席等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画調整担当課及び地域創生担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第2次宍粟市総合計画後期基本計画及び 第2次宍粟市地域創生総合戦略答申までの経過

	開催日	主な内容
第1回委員会	令和元年10月24日	・委嘱状の交付、委員長・副委員長の選任 ・第2次宍粟市総合計画後期基本計画及び第2次宍粟市地域創生総合戦略(案)の諮問 ・各種調査結果の概要等について ・後期基本計画及び第2次戦略概要及び骨子案について
第2回委員会	令和元年12月19日	・基本構想及び人口ビジョンについて ・後期基本計画及び第2次戦略(素案)について
第3回委員会	令和2年1月28日	・後期基本計画及び第2次戦略(素案)について
新型コロナウイルス感染症拡大の影響により委員会開催を中断		
第4回委員会	令和2年7月20日	・後期基本計画及び第2次戦略(素案)について
第5回委員会	令和2年8月31日	・後期基本計画及び第2次戦略(素案)について
第6回委員会	令和2年9月29日	・後期基本計画及び第2次戦略(素案)について
第7回委員会	令和3年2月22日(書面開催)	・後期基本計画及び第2次戦略(素案)について
第8回委員会	令和3年4月15日(書面開催)	・後期基本計画及び第2次戦略(素案)について
第9回委員会	令和3年5月17日	・後期基本計画及び第2次戦略(素案)について
第10回委員会	令和3年6月17日	・基本構想(修正案)について ・人口ビジョンについて ・後期基本計画及び第2次戦略(素案)について
第11回委員会	令和3年7月15日	・基本構想(修正案)について ・後期基本計画及び第2次戦略(素案)について
第12回委員会	令和3年9月2日	・人口ビジョンについて ・後期基本計画及び第2次戦略(最終案)について ・答申(案)について
答申	令和3年9月10日	・第2次宍粟市総合計画後期基本計画及び第2次宍粟市地域創生総合戦略(案)の答申

市民参画

【1】市民アンケート

時期	内容	備考
平成31年3月	計画策定にあたり、市政やまちづくりに対する市民の意見などを把握するため、市民アンケートを実施。	対 象：2,297 人 回収数：1,112 人 回収率：48.4%

【2】中高生アンケート

時期	内容	備考
平成31年3月	計画策定にあたり、中学生・高校生にとって未来の宍粟市が楽しく魅力的なまちとなるよう、アイデアや思いを把握するため、中高生アンケートを実施。	対 象：640 人 回収数：619 人 回収率：96.7%

【3】まちづくりワークショップ

時期	内容	備考
令和元年8月	計画策定にあたり、市民の思いやまちづくりのアイデアを計画に反映させるため、市民参画の観点から、これからの宍粟市について市民が自由に語り合う「まちづくりワークショップ」を開催。	《参加者数》 第1回 27 人 第2回 28 人 第3回 29 人

【4】パブリックコメント

募集期間	内容	意見提出件数
令和3年 9月18日～ 10月18日	計画(案)についての意見公募。	13件(3人)

議会意見

時期	内容	意見提出件数
令和3年10月	計画(案)についての意見提出。	34件

第2次宍粟市総合計画後期基本計画 第2次宍粟市地域創生総合戦略

策定：令和3(2021)年12月10日

発行：令和4(2022)年3月

兵庫県宍粟市

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6

TEL：0790-63-3000(代) FAX：0790-63-3060 <https://www.city.shiso.lg.jp>



第2次穴粟市総合計画後期基本計画
第2次穴粟市地域創生総合戦略

